

NPO法人オルケスタ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人オルケスタ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区出水1丁目1番23号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、経済的・社会的弱者の立場にある高齢者や障害を持った方に対し、その地域において健康で文化的な生活を営めるよう支援し、福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援事業

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援A型事業
- (3) 福祉介護職等養成研修事業
- (4) 熊本県震災復興支援のためのイベント企画、運営

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して、この会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して会費を2年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな職務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更に伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に係る事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	河野 末嗣
副理事長	山口 郁子
理事	筒井 聡
監事	砂岡 憲喜
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 24 年 8 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	50,000 円
正会員会費	12,000 円（1 年間分）
(2) 賛助会員入会金	1 口 10,000 円
賛助会員会費	12,000 円（1 年間分）

平成 30 年度事業計画書

平成 30 年 9 月 1 日から平成 31 年 8 月 31 日まで

法人名: NPO 法人オルケスタ

1 事業実施の方針

今年度は、新たに事業収益に掲げる指定就労移行支援事業を熊本市の障害福祉計画に沿って協議し、許可申請を行う。

まずはこの事業を定着させたのち、福祉介護職等養成研修事業とイベント企画を平成 31 年度の事業計画として視野に入れていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援事業	企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる障がい者に対して、作業訓練や企業での職場実習、求職活動への支援、就職後の定着支援を行う。	平成 31 年 4 月 予定 (月)～ (金)	熊本市中央区出水 1 丁目 1-23 田中ビル 2F 及び 1F	4 名 (内 1 名兼務)	知的・精神障がい者 定員 1 日 20 名	今年度 8,100
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援 A 型事業	一般企業等への就労が困難である障がい者に対して、雇用契約による就労の場の提供を行う。	平成 33 年 4 月 予定 (月)～ (金)	熊本市内	4 名 (内 1 名兼務)	知的・精神障がい者 定員 1 日 20 名	今年度 0
③福祉介護職等養成研修事業	介護職員初任者研修等の取得のための講座及び就職支援。	平成 32 年 4 月～ 年間 2 回以上	熊本市内	2 名	介護職を希望される就労希望者及び現介護職勤務者	今年度 0
④熊本県震災復興支援のためのイベント企画、運営	子供から高齢者まで笑顔と元気が出るイベントの計画を実施する。	平成 32 年 4 月～ 年間 2 回以上	熊本県内	4 名及びボランティア	熊本県民及び県外者	今年度 0

平成30年度 活動予算書

平成30年9月1日から平成31年8月31日まで

法人名:NPO法人オルケスタ

科目	金額(単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 @12,000 × 10名	120,000		
賛助会費受取会費	0		
		120,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援事業	7,950,000		
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援A型事業	0		
・就労移行支援事業に係る下請け請負等収入	160,000		
・福祉介護職等養成研修事業	0		
・熊本県震災復興支援のためのイベント企画、運営	0		
		8,110,000	
5 その他収益			
雑収入	0		
		0	
経常収益計			8,230,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	3,500,000		
作業工賃(利用者)	1,000,000		
法定福利費	750,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	5,250,000		
(2)その他経費			
会議費	0		
講師謝礼金	0		
印刷製本費	50,000		
車両費	200,000		
旅費交通費	50,000		
通信費	100,000		
消耗品費	50,000		

修繕費	50,000		
水道光熱費	250,000		
地代家賃	750,000		
保険料	150,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	100,000		
その他(材料費等)	1,100,000		
その他経費計	2,850,000		
事業費計		8,100,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	50,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	30,000		
その他経費計	130,000		
管理費計		130,000	
経常費用計			8,230,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1 営業外収益		0	
受取利息		0	
受取配当金		0	
雑収入		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 営業外費用		0	
支払利息他		0	
経常外費用計			0
当期正味増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書の注記（平成30年度）

法人名：NPO法人オルケスタ

1. 重要な会計方針

活動予算の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却しています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援A型事業	福祉介護職等養成研修事業	熊本県震災復興支援のためのイベント企画、運営	合 計
(1) 人件費					
給料手当	3,500,000	0	0	0	3,500,000
作業工賃	1,000,000	0	0	0	1,000,000
法定福利費	750,000	0	0	0	750,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
人件費計	5,250,000	0	0	0	5,250,000
(2) その他経費					
会議費	0	0	0	0	0
講師謝礼金	0	0	0	0	0
印刷製本費	50,000	0	0	0	50,000
車両費	200,000	0	0	0	200,000
旅費交通費	50,000	0	0	0	50,000
通信費	100,000	0	0	0	100,000
消耗品費	50,000	0	0	0	50,000
修繕費	50,000	0	0	0	50,000
水道光熱費	250,000	0	0	0	250,000
地代家賃	750,000	0	0	0	750,000
保険料	150,000	0	0	0	150,000
施設等評価費用	0	0	0	0	0
減価償却費	100,000	0	0	0	40,000
その他(材料費)	1,100,000	0	0	0	1,100,000
その他経費計	2,850,000	0	0	0	2,850,000
合 計	8,100,000	0	0	0	8,100,000

平成 31 年度事業計画書

平成 31 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで

法人名: NPO 法人オルケスタ

1 事業実施の方針

今年度は、介護職員等養成研修事業とイベント企画を新たに平成 31 年度の事業計画として実施していく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事 者の 予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見込額 (千円)
① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援事業	企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性に合った職場への就労が見込まれる障がい者に対して、作業訓練や企業での職場実習、求職活動への支援、就職後の定着支援を行う。	(月)～ (金)	熊本市中央区出水 1 丁目 1-23 田中ビル 2F 及び 1F	4 名 (内 1 名 兼務)	知的・精神障がい者 定員 1 日 20 名	今年度 21,280
② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援 A 型事業	一般企業等への就労が困難である障がい者に対して、雇用契約による就労の場の提供を行う。	平成 33 年 4 月 予定 (月)～ (金)	熊本市内	4 名 (内 1 名 兼務)	知的・精神障がい者 定員 1 日 20 名	今年度 0
③ 福祉介護職等養成研修事業	介護職員初任者研修等の取得のための講座及び就職支援。	平成 32 年 4 月～ 年間 2 回以上	熊本市内	2 名	介護職を希望される就労希望者及び現介護職勤務者	今年度 355,000
④ 熊本県震災復興支援のためのイベント企画、運営	子供から高齢者まで笑顔と元気が出るイベントの計画を実施する。	平成 32 年 4 月～ 年間 2 回以上	熊本県内	4 名及びボランティア	熊本県民及び県外者	今年度 435,000

平成31年度 活動予算書

平成31年9月1日から平成32年8月31日まで

法人名:NPO法人オルケスタ

科目	金額(単位:円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 @12,000 × 10名	120,000		
賛助会費受取会費	0		
		120,000	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援事業	18,630,000		
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援A型事業	0		
・福祉介護職等養成研修事業	2,600,000		
・熊本県震災復興支援のためのイベント企画、運営	1,200,000		
		22,430,000	
5 その他収益			
雑収入	0		
		0	
経常収益計			22,550,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	8,700,000		
作業工賃(利用者)	4,240,000		
法定福利費	1,800,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	14,740,000		
(2)その他経費			
会議費	10,000		
講師謝礼金	300,000		
印刷製本費	170,000		
車両費	500,000		
旅費交通費	170,000		
通信費	280,000		
消耗品費	140,000		
修繕費	120,000		

水道光熱費	600,000		
地代家賃	1,800,000		
保険料	360,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	240,000		
その他(材料費等)	2,640,000		
その他経費計	7,330,000		
事業費計		22,070,000	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	0		
役員報酬	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会議費	170,000		
旅費交通費	170,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	102,000		
その他経費計	442,000		
管理費計		442,000	
経常費用計			22,512,000
当期経常増減額			38,000
Ⅲ 経常外収益			
1 営業外収益		0	
受取利息		0	
受取配当金		0	
雑収入		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 営業外費用		0	
支払利息他		0	
経常外費用計			0
当期正味増減額			38,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			38,000

活動予算書の注記（平成31年度）

法人名：NPO法人オルケスタ

1. 重要な会計方針

活動予算の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却しています。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労移行支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定就労継続支援A型事業	福祉介護職等養成研修事業	熊本県震災復興支援のためのイベント企画、運営	合 計
(1) 人件費					
給料手当	8,400,000	0	0	300,000	8,700,000
作業工賃	4,240,000	0	0	0	4,240,000
法定福利費	1,800,000	0	0	0	1,800,000
退職給付費用	0	0	0	0	0
福利厚生費	0	0	0	0	0
人件費計	14,440,000	0	0	300,000	14,740,000
(2) その他経費					
会議費	0	0	5,000	5,000	10,000
講師謝礼金	0	0	300,000	0	300,000
印刷製本費	120,000	0	0	50,000	170,000
車両費	480,000	0	0	20,000	500,000
旅費交通費	120,000	0	30,000	20,000	170,000
通信費	240,000	0	20,000	20,000	280,000
消耗品費	120,000	0	0	20,000	140,000
修繕費	120,000	0	0	0	120,000
水道光熱費	600,000	0	0	0	600,000
地代家賃	1,800,000	0	0	0	1,800,000
保険料	360,000	0	0	0	360,000
施設等評価費用	0	0	0	0	0
減価償却費	240,000	0	0	0	240,000
その他(材料費)	2,640,000	0	0	0	2,640,000
その他経費計	6,840,000	0	355,000	135,000	7,330,000
合 計	21,280,000	0	355,000	435,000	22,070,000